

「第12次青森県交通安全計画」（案）に係るパブリック・コメントの意見とそれに対する県の考え方

No.	頁	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する県の考え方
1	<重視すべき視点> P. 10（4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 1段落目 「・・・自転車損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。」 5段落目 「また、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する・・・」 <講じようとする施策> P. 57（6）自転車の安全性の確保 「・・・関係事業者の協力を得つつ、損害賠償保険等への加入を促進する。」	青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例（2021年3月29日（一部7月1日）施行）において、損害賠償責任保険等への加入は努力義務となっており、条例が施行されて5年が経過していることから、「促進」や「推進」といった表現ではなく、「加入努力義務の広報啓発」またはP. 64被害者等支援の充実と推進に記載があるように、「加入を加速化する」等もう一段階踏み込んだ表現が適切と考える。	文章修正等	御意見のとおり、「青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例」では、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入について努力義務を定めています。 自転車が加害者となる交通事故では高額な損害賠償責任を負う場合もあることから、交通事故被害者の保護を図るとともに、自転車利用者等の損害賠償責任に備える観点から、条例に定める加入努力義務について一層の周知を図ることが重要と考えます。 このため、御意見を踏まえ、以下のとおり計画の記載を一部修正します。 P. 10-11 <重視すべき視点> 【現行】 自転車損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。 【修正】 自転車損害賠償責任保険等への<u>加入努力義務の周知・啓発を図る</u>など、加入促進等の対策を推進する。 P. 57 <講じようとする施策> 【現行】 関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進する。 【修正】 関係事業者の協力を得つつ、自転車損害責任保険等への<u>加入努力義務の周知・啓発を図る</u>など、加入促進等の対策を推進する。
2	<重視すべき視点> P. 10（4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 5段落目 「・・・通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。」	「通勤」や「配達」に加えて、「通学」を追記してはどうか。 15歳～19歳においては、2025年まで10年以上にわたり、自転車乗用中死傷者数が1万人超となっており、全年齢の約20%を占めている（警察庁統計）。さらに同年齢においては、人口10万人あたりの死傷者数についても、自転車乗車中の事故の割合が他の状態（歩行中や自動車乗車中等）に比べて圧倒的に高い（警察庁統計）。 なお、P. 30「2交通安全思想の普及徹底」に中高生に対する記載があるため、P. 10への「通学」の追記は必要と考える。	文章修正等	御意見のとおり、中学生や高校生をはじめとする若年層に対する自転車の交通安全対策は重要であり、本計画においても、ライフステージに応じた交通安全教育を推進することとしています。 特に、通学時に自転車を利用する児童・生徒に対する交通事故防止のための指導啓発を推進することが重要であることから、御意見を踏まえ、以下のとおり「通学」を追記します。 P. 10-11 <重視すべき視点> 【現行】 通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。 【修正】 通勤、<u>通学</u>や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。

No.	頁	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する県の考え方
3	<重視すべき視点> P. 11 (5) 外国人の交通安全対策の推進 4段落目 「加えて、外国人の歩行者や自転車、特定小型原動機付自転車等利用者に対しても、外国人運転者と同様に日本の交通ルール等についての理解を促進して、交通安全に対する意識向上を図り、外国人が当事者となる交通事故の抑止に取り組む必要がある。」 <講じようとする施策> P. 35 (ク) 外国人に対する交通安全教育等の推進 3段落目 「外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させる。」	青森県のデータによると、県内における在留外国人数も増加していることから、交通事故抑止の対策と並行して、交通事故による被害軽減のための対策についても記載してはどうか。 具体的には、交通事故による被害者の保護や運転者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担軽減の観点から、自賠責保険への加入義務、自転車損害賠償責任保険等への加入努力義務および自動車保険への加入について、外国人への周知広報を実施してはどうかと考える。	文章修正等	御意見のとおり、外国人が交通事故の当事者となった場合に備え、条例で定める自転車損害賠償責任保険等の加入努力義務について理解を促進することは重要と考えます。 本計画では、外国人に対し、日本の交通ルール等に対する理解を促進するための交通安全教育や広報啓発を推進することとしていることから、御意見を踏まえ、以下のとおり計画の記載を一部修正します。 なお、自動車損害賠償保障制度に関しては、P. 65「無保険（無共済）車両対策の徹底」の項目の中で、「自動車損害賠償責任保険（共済）の重要性等について、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。」旨記載済みとなっています。 P. 35-36 <講じようとする施策> 【現行】 外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させる。 【修正】 外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させるとともに、<u>自転車損害賠償責任保険等の加入努力義務について周知を図る。</u>